

## 東京都医療施設近代化施設整備費補助金交付要綱

6 衛医対第1125号 平成7年2月1日	18 福保医政第1050号 平成18年12月15日
7 衛医対第1186号 平成7年10月25日	18 福保医政第1494号 平成19年3月1日
8 衛医計第315号 平成8年7月15日	19 福保医政第487号 平成19年7月11日
9 衛医計第19号 平成9年5月7日	21 福保医政第952号 平成21年11月6日
9 衛医計第913号 平成10年2月3日	22 福保医政第595号 平成22年8月12日
10 衛医計第743号 平成10年11月6日	24 福保医政第324号 平成24年6月29日
11 衛医計第1248号 平成12年2月18日	25 福保医政第449号 平成25年6月18日
12 衛医計第888号 平成12年11月10日	25 福保医政第2012号 平成26年8月15日
13 衛医計第742号 平成13年10月10日	27 福保医政第911号 平成27年8月26日
14 健医政第579号 平成14年9月24日	29 福保医政第1005号 平成29年9月22日
15 健医政第655号 平成15年9月1日	30 福保医政第843号 平成30年9月4日
16 福保医政第421号 平成16年11月18日	31 福保医政第595号 令和元年8月1日
16 福保医政第1450号 平成17年4月1日	2 福保医政第545号 令和2年7月10日
17 福保医政第165号 平成17年7月15日	3 福保医政第729号 令和3年7月14日

4 福保医政第799号  
令和4年8月2日

5 保医医政第322号  
令和5年9月6日

## 第1 目的

この要綱は、都内の医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を図ることを目的とする。

## 第2 補助対象

### 1 補助対象者

この補助金の補助対象者は、次に掲げる(1)から(6)までの条件に適合する日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、その他知事が適当と認める者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）とする。

なお、交付の対象となるのは都で策定する地域医療構想に基づいた（予定も含む）施設整備を対象とする。ただし、精神病棟、結核病棟及び無床診療所の整備は必ずしも地域医療構想に基づいたものである必要はない。また、医療施設近代化施設整備事業により整備する区域は補助金の返還義務が生じる期間内は、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備を実施することができない。

(1) 病院（後記(2)又は(6)に該当する病院は除く。）

（絶対条件）

建物の老朽化等による建替等のための整備事業において、次のアからケまでをすべて満たすこと。ただし、前年度以前より継続して医療施設近代化施設整備事業の補助を受けている者については、カのうち整備完了後に付される条件を除き、医療施設近代化施設整備事業の補助を最初に受けた年度の絶対条件を適用する。

ア 建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合は、整備区域は築後おおむね30年以上経過又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により指定された激甚災害に係る地震により被災していること。

イ 整備後の整備区域の病棟の1床ごとの病室面積を6.4平方メートル以上（改修の場合は5.8平方メートル以上）、かつ、1床当たりの病棟面積を18平方メートル以上（改修の場合は16平方メートル以上）確保すること。

ウ 直近の医療監視時における医師及び看護師の現員の職員数の標準に対する比率が、原則として、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80パーセント以上であること。

エ 精神科病院にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第18条に基づく常勤の精神保健指定医が2名以上配置されている病院であること。ただし、病床数が100床未満の病院にあっては、常勤の精神保健指定医が1名以上配置されている病院であること。

オ 次の(ア)から(イ)までのうち、いずれかに該当する病院であること。ただし、整備区域の病棟の病床数を20パーセント以上削減する場合にはこの限りでない。

(ア) 平成13年5月16日付医政発第529号医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に基づくへき地医療拠点病院

(イ) 昭和52年7月6日付医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業

について」に基づく次の病院

- ① 病院群輪番制等に参加している病院
  - ② 共同利用型病院
  - ③ 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院
- (ウ) 平成10年6月11日付健政発第728号厚生省健康政策局長通知「地域医療研修施設の整備について」に基づく地域医療研修施設
- (エ) 昭和55年11月4日付医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設
- (オ) 昭和57年1月22日付医発第85号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に基づく老人デイケア施設
- (カ) 昭和59年10月25日付健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設
- (キ) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づく周産期医療施設
- (ク) 平成6年6月23日付健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の整備について」に基づく研修医のための研修施設を整備する病院
- (ケ) 指定訪問看護を担当する病院
- (コ) 老人介護支援センター実施病院
- (サ) 平成20年厚生労働省告示第62号「基本診療料の施設基準等」に基づく緩和ケア病棟届出施設
- (シ) 外来患者の院外処方せん率が30パーセントを超える病院
- (ス) 精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院
- (セ) 平成20年厚生労働省告示第63号「特掲診療料の施設基準等」に定める基準を満たす精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、又は重度認知症患者デイ・ケアを実施している精神科病院
- (ソ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という）第5条第15項に規定する共同生活援助を実施している精神科病院
- (タ) 精神障害者社会適応訓練事業の実施に関する規則（平成12年東京都規則第234号）に基づく精神障害者社会適応訓練事業を実施している精神科病院
- (チ) 平成12年3月31日付障第251号大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」に基づき実施される地域精神保健活動に協力支援している精神科病院
- (ツ) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を実施している精神科病院
- (テ) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を実施している精神科病院
- (ト) 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を実施している精神科病院
- (ナ) 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を実施している精神科病院
- (ニ) 障害者総合支援法第5条第16項に規定する相談支援を実施している精神科病院
- (ヌ) 障害者総合支援法第5条第25項に規定する地域活動支援センターを運営している精神科病院

- (ネ) 障害者総合支援法第5条第26項に規定する福祉ホームを運営している精神科病院
- (ノ) 東京都地域医療対策協議会における議論を踏まえて決定した医師派遣等（国が派遣の決定を行うものを含む。）を実施する病院

カ オに掲げる(ア)から(ノ)までのうち、いずれかに該当する病院については、整備区域の病棟の病床数を10パーセント以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、東京都保健医療計画上の病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

なお、オ及び上記規定の適用に当たっては、医療法第30条の4第7項若しくは第8項に基づいて特例的に許可される病床又はこれに準じるものと東京都医療審議会の意見を聴いたうえで知事が判断した病床（以下「特例病床等」という。）の数の増加分を整備後の整備区域の病床数から除くことができるものとする。この場合において、特例病床等の数の増加分については、補助の対象とならないものとする。

また、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床（特例病床等に係る増床を除く。）しないこと。

キ 整備後の病棟には患者食堂又は談話室を整備するとともに、スロープを設置する等、高齢者及び身体障害者に配慮した整備をすること。

ク 整備区域の病棟は、最低20床以上の病棟とすること。

ケ 精神科病院及び精神病棟にあつては、整備後の整備区域の病棟には、畳部屋、6床を超える病室及び原則として鉄格子を設けないこと。

(加算条件)

コ 病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次の事業を併せて整備する場合は、補助対象基準面積の加算をする。

(ア) 患者の療養環境改善の整備

(イ) 医療従事者の職場環境改善の整備

(ウ) 衛生環境改善の整備

(エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備

(オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境の整備（授乳室、託児室等）

サ 医療機関の情報化の推進を図るため、電子カルテシステムを併せて整備する場合は、次の条件を満たす場合に限り、補助対象基準額の加算をする。

(ア) 原則として建替整備であること。

(イ) 高度医療情報普及推進事業（厚生労働省委託事業）により管理されている標準マスター（病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査、看護用語、歯科分野）及び厚生労働省標準規格のうち該当するものを使用することとし、必要に応じて厚生労働省が行う調査に協力すること。

(ウ) 診療情報管理や診療情報提供等を行う体制が整備されていること。

(エ) 近隣の医療機関から診療情報の共有化等の申出があった場合には、協力すること。

(オ) 審査支払機関に対し、電子情報処理組織又は光ディスク等を用いたレセプトの電子的請求をすること。

(2) 改修（一部増築を含む）により療養病床を整備する病院（ただし、整備区域において一般病床から療養病床に転換する病院及び(6)に該当する病院は除く。）

次のアからエまでをすべて満たすこと。

ア 改修（一部増築を含む）により整備する病棟の1床ごとの病室面積を6.4平方メートル以上、かつ、1床当たりの病棟面積を18平方メートル以上確保すること。

イ 機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室を必ず設置すること。

ウ 整備区域の病棟の病床数を10パーセント以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、東京都保健医療計画上の病床非過剰地域に所在する病院については、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

なお、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床しないこと。

エ 療養病床の整備は、最低20床以上の病棟とすること。

(3) 結核病棟改修等整備事業

次のアからオまでをすべて満たすこと。ただし、加算条件に規定する整備のみを行う場合においても補助対象事業とする。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第38条の規定に基づく、感染症指定医療機関（結核病棟を有するものに限る）であること。

イ 建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合は、整備区域は築後おおむね30年以上経過していること。

ウ 整備後の整備区域の病棟の1床ごとの病室面積を6.4平方メートル以上（改修の場合は5.8平方メートル以上）、かつ、1床当たりの病棟面積を18平方メートル以上（改修の場合は16平方メートル以上）確保すること。

エ 直近の医療監視時における医師及び看護師の現員の職員数の標準に対する比率が、原則として、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80パーセント以上であること。

オ 整備区域の病棟の病床数を10パーセント以上削減し、そのまま病院全体の医療法上の許可病床数を削減すること。ただし、結核病棟においては、東京都保健医療計画上病床非過剰地域に所在する病院又は都内の他の病院で同規模の削減が可能な場合については、整備を行う病院における病床削減は必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

なお、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床しないこと。

(加算条件)

カ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合は、補助対象基準面積の加算をする。

(4) 診療所（(5)又は(6)に該当する診療所は除く。）

次のアからオまでをすべて満たすこと。

ア 以下のいずれかの地域に所在し、かつ、事業実施年度の前年度、当該年度、又は翌年度の承継に伴う施設整備であること。

① 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域

② 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する地域

- ③ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ④ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する地域

イ 救急患者の搬入口を整備すること。

ウ 高齢者・身体障害者等に配慮したスロープの整備をすること。

エ 療養指導室の整備をすること。

オ 小児科を標ぼうするものについては、乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備（授乳室、託児室等）をすること。

- (5) 改修等（新規開設を除く）により療養病床を整備する診療所（ただし、整備区域において一般病床から療養病床に転換する診療所及び(6)に該当する診療所は除く。）

次のアからオまでをすべて満たすこと。

ア 東京都保健医療計画上の病床非過剰地域に所在する診療所であり、当該整備計画は非過剰病床数の範囲内であること。

イ 整備区域の病床数は、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号（以下「平成10年改正省令」という。））の施行の際現に医療法第7条第1項の開設の許可を受けている診療所、又は第8条の届出を行っている診療所の病床数の範囲内であること。

なお、増床を伴う整備計画でないこととし、整備完了後においても増床しないこと。

ウ 建替整備（改築及び移転新築）の場合は、築後おおむね30年以上経過していること。

なお、移転新築の場合は、同一医療圏内での整備計画であること。

エ 改修等により整備する療養病床の1床ごとの病室面積を6.4平方メートル以上確保し、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。

(ア) 1床当たりの病棟面積を18平方メートル以上確保すること。

(イ) 1床当たりの病室面積を8平方メートル以上確保すること。

オ 機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室を必ず設置すること。（談話室は、患者食堂と兼用でも可とする。）

- (6) 療養病床療養環境改善事業

病院、診療所における療養病床の療養環境改善のための整備事業において、次のアからウまでをすべて満たすこと。

ア 療養病床に必要な機能訓練室、患者食堂及び浴室の全部又は一部の整備事業であること。

イ 病室の整備が伴わない整備計画であること。ただし、アの整備にあたり既存病床を転用する場合はこの限りでない。

ウ 整備後は医療法及び医療法施行規則本則に定める療養病床の構造設備の基準を満たすこと。なお、廊下幅に限り、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則、平成10年改正省令附則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則に定める経過措置の基準を適用しても差し支えないものとする。

## 2 補助対象経費

医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及び療養病床の整備に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用については除く。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

## 第3 補助金の交付

この補助金の交付額は、次により算出された額を、都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (3) (2)により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額と、(2)により選定された額に3分の1を乗じて得た額に5億円を加えた額とを施設ごとに比較して、少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
次により算定された額の合計額とする。	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	次に掲げる事項ごとに定める補助率とする。
1 病院（2又は6に該当する病院は除く。） (1)及び(2)に掲げる基準面積（＝(1)＋(2)）に別表に定める単価を乗じた額と、(3)により算出された額との合計額とする。  (1) 病棟整備 ア 整備区域の病棟の1床ごとの病室面積を6.4㎡以	1 病院（2又は6に該当する病院は除く。）  (1) 病棟 〔 病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉 〕	1 病院（2又は6に該当する病院は除く。） (1) 休日・全夜間診療事業実施要綱（平成11年3月19日付10衛医救第1029号）に掲げる東京都指定二次救急医療機関で、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）における新



<p>上、かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合</p> <p>25㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 整備区域の病棟の1床ごとの病室面積を5.8㎡以上、かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合</p> <p>22㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(2) 第2の規定による加算条件のうちコに該当する場合</p> <p>ア 整備区域の整備後の病床数を20%以上削減する場合</p> <p>25㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 整備区域の整備後の病床数を20%未満削減する場合</p> <p>15㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(3) 第2の規定による加算条件のうちサに該当する場合</p> <p>電子カルテシステムを整備する場合</p> <p>1床当たり605千円×整備後の整備区域の病床数</p>	<p>庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 次に掲げる整備のうち知事が認める部門</p> <p>ア 患者の療養環境改善整備</p> <p>イ 医療従事者の職場環境改善整備</p> <p>ウ 衛生環境改善整備</p> <p>エ 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備</p> <p>オ 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備</p> <p>(3) 電子カルテシステムの整備</p>	<p>耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された未耐震（未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果Is値が0.6未満の建物）の病棟等の建替整備を行う場合</p> <p>0.66</p> <p>(2) (1)に該当しない場合</p> <p>ア 病院全体の医療法の許可病床数が200床以上の病院又は東京都保健医療計画上の病床非過剰地域の病院において、医療法の許可病床数を削減する場合（精神科病院、精神病棟及び介護保険適用の療養病床への転換整備を除く。）</p> <p>0.41</p> <p>イ 学校法人が開設する病院の場合</p> <p>0.41</p> <p>ウ ア及びイ両方に該当する場合</p> <p>0.37</p> <p>エ ア及びイに該当しない場合</p> <p>0.5</p>
---	---	---

2 改修により療養病床を整備する病院（ただし、整備区域において一般病床から療養病床に転換する病院及び6に該当する病院は除く。）

1床当たり4,270千円×整備後の療養病床の病床数

### 3 結核病棟改修等整備事業

(1)及び(2)に掲げる基準面積(=(1)+(2))に別表に定める単価を乗じた額とする。

#### (1) 病棟整備

ア 整備区域の病棟の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上、かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合

2.5㎡×整備後の整備区域の病床数

イ 整備区域の病棟の1床ごとの病室面積を5.8㎡以上、かつ1床当たりの病棟面

2 改修により療養病床を整備する病院（ただし、整備区域において一般病床から療養病床に転換する病院及び6に該当する病院は除く。）

病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等

### 3 結核病棟改修等整備事業

病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等

2 改修により療養病床を整備する病院（ただし、整備区域において一般病床から療養病床に転換する病院及び6に該当する病院は除く。）

(1) 病院全体の医療法の許可病床数が200床以上の病院又は東京都保健医療計画上の病床非過剰地域の病院において、医療法の許可病床数を削減する場合

0.41

(2) 学校法人が開設する病院の場合

0.41

(3) (1)及び(2)両方に該当する場合

0.37

(4) (1)又は(2)に該当しない場合

0.5

### 3 結核病棟改修等整備事業

0.5

積を16㎡以上確保する場合

22㎡×整備後の整備区域の病床数

(2) 陰圧化等空調整備を併せて行う場合

15㎡×整備後の整備区域の病床数

4 診療所（5又は6に該当する診療所は除く。）

次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする

(1) 無床の場合

160㎡

(2) 有床の場合

ア 5床以下の場合

240㎡

イ 6床以上の場合

760㎡

5 改修等により療養病床を整備する診療所（ただし、整備区域において一般病床から療養病床に転換する診療所及び6に該当する診療所は除く。）

1床当たり4,270千円×整備後の療養病床の病床数

4 診療所（5又は6に該当する診療所は除く。）

診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等

5 改修等により療養病床を整備する診療所（ただし、整備区域において一般病床から療養病床に転換する診療所及び6に該当する診療所は除く。）

病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴

4 診療所（5又は6に該当する診療所は除く。）

(1) 休日・全夜間診療事業実施要綱（平成11年3月19日付10衛医救第1029号）に掲げる東京都指定二次救急医療機関で、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された未耐震（未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果Is値が0.6未満の建物）の病棟等の建替整備を行う場合

0.66

(2) (1)に該当しない場合

0.5

5 改修等により療養病床を整備する診療所（ただし、整備区域において一般病床から療養病床に転換する診療所及び6に該当する診療所は除く。）

0.5

<p>6 療養病床療養環境改善事業</p> <p>(1) 及び(2)に掲げる基準面積 (= (1) + (2)) に別表に定める単価を乗じた額と(3)により算出された額との合計額とする。</p> <p>(1) 機能訓練室 1施設当たり 40 m<sup>2</sup></p> <p>(2) 患者食堂 療養病床1床当たり 1 m<sup>2</sup></p> <p>(3) 浴室 浴室1か所当たり 12,482千円</p> <p>ただし、特に知事が必要と認める場合は24,967千円とする。</p> <p>ただし、1又は2に該当する病院の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床（公的団体及び持分のない法人は300床）を限度とする。</p>	<p>(室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等（外来部門を除く。))</p> <p>6 療養病床療養環境改善事業</p> <p>(機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備等)</p>	<p>6 療養病床療養環境改善事業</p> <p>0.5</p>
--	--	----------------------------------

(注) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(別表) 1平方メートル当たりの単価表

区 分		鉄筋コンクリート	ブロック	木 造
病 院		244,600円	213,200円	
診 療 所	一般地区	183,200円	159,300円	183,200円
	離島地区	196,300円	171,100円	196,300円

(注) 1 上記基準単価は、新築、増改築及び改修における補助金算出の限度となる単価であり、

建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途知事に協議して得た額とする。
- 3 離島地区とは、離島振興法第2条第1項、小笠原諸島振興開発特別措置法第2条の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。

#### 第4 補助金の交付の申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度6月30日までに別記第1号様式による交付申請書を知事に2部提出しなければならない。ただし、必要によっては、知事があらかじめ定める日までに申請することができる。

#### 第5 補助金の交付の決定

知事は、第4の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じての現地調査等を行い、適当と認めるときは第8に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

#### 第6 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4に定める規定に従い、毎年度1月20日までに変更の申請を行うものとする。ただし、必要によっては、知事があらかじめ定める日までに申請することができる。

#### 第7 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付けた条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

#### 第8 交付の条件

この補助金の交付決定には、次の条件を付けるものとする。

##### 1 工事契約

補助事業に係る契約については、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）によることとする。

##### 2 事情変更による決定の取消し等

(1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

(3) (1)の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業

に対して、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費に係る補助金を交付する。

- (4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

### 3 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次の一に該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

### 4 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) (1)の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。

### 5 状況報告

- (1) 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことがある。
- (2) 補助事業者は、毎年度12月末日現在の補助事業の遂行状況を翌月15日までに別記第2号様式により、知事に報告しなければならない。

### 6 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容及びこれに付けた条件に従って当該補助事業を遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、11の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### 7 調書の作成

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

### 8 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は東京都の会計年度が終了したときは、別記第3号様式による事業実績報告書を、指定する期日までに知事に2部提出しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

#### 9 補助金額の確定等

知事は、8の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### 10 是正のための措置

知事は、9の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

#### 11 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件、その他法令若しくはこの要綱による指示に違反したとき。

(2) (1)の規定は、9の規定により交付すべき補助金の額の確定があった場合においても適用する。

#### 12 補助金の返還

(1) 知事が11の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(2) (1)の規定は、9の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

#### 13 違約加算金及び延滞金

(1) 11の規定により、知事が補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返納した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

く。)を納付しなければならない。

#### 14 違約加算金の計算

(1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における13の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

(2) 知事が13の(1)の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまではその納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### 15 延滞金の計算

知事が13の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

#### 16 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した不動産及びその従物（以下「財産」という。）については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

#### 17 財産の処分

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、(2)に定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) (1)による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

(3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

#### 18 他の補助金等の交付

この補助事業にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

### 第9 その他

1 特別の事情により、第3、第4、第6、第8の5及び第8の8に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 ここに定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

#### 附 則



この要綱は、平成7年10月25日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年7月15日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年5月7日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年2月3日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年11月6日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年2月18日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年11月10日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年10月10日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年9月24日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年11月18日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年12月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、この要綱中、「精神科病院」とある文言は、平成18年12月22日までは「精神病院」と読み替える。

附 則

この要綱は、平成19年 3月 1日から施行し、平成18年12月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年 7月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年11月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年8月12日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 この要綱の適用の日から令和5年6月30日までの間、「第8交付の条件」中「保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続き基準（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）」とあるのは、「福祉保健局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続き基準（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）」とする。